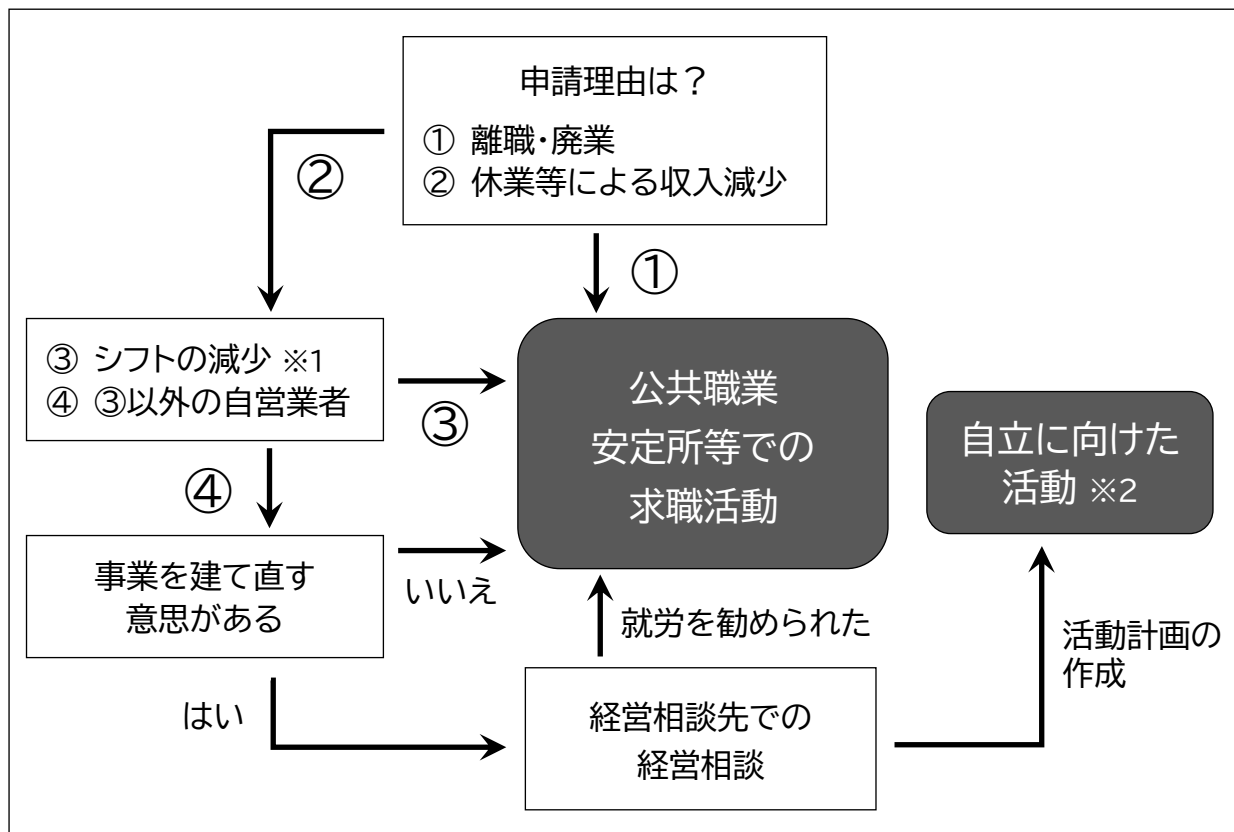


求職活動要件

住居確保給付金受給中は、その人に応じた求職活動を行う必要があります。以下の項目をご確認のうえ、あなたに合った必要な求職活動を行ってください。



※1 自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含まれます。

※2 経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動で、自立相談支援機関への報告が必要です。

公共職業安定所での求職活動

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談など）

経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組み（月1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）